

## 第1章 選挙管理委員

### 第1条〔選出〕

選挙管理委員を各学級より1名（男女いずれか）を選出する。

### 第2条〔組織〕

委員長1名，副委員長2名の他必要に応じて係を置く。

### 第3条〔仕事〕

選挙管理委員は選挙事務一切の処理を行う。

### 第4条〔禁止事項〕

選挙管理委員は立候補したり候補者を応援したりすることはできない。

### 第5条〔開催〕

会は委員長が必要と認めたとき，随時開くことができる。

### 第6条〔設置〕

この会は毎年9月中に設置する。

## 第2章 立候補者

第7条 立候補者は，生徒30名以上の推薦を必要とし，立候補届と同時に推薦者名簿を提出する。

第8条 意見発表や応援演説は校内放送・立会演説会で行うことを原則とする。ただし，始業前・放課後・昼休みは学級訪問による運動もできる。

第9条 ポスターは選挙管理委員会の承認を得て一人5枚とする。

第10条 選挙運動は午前8時より午後4時30分までとし，校外での運動は禁止とする。

第11条 選挙運動の際は必ずたすきを着けることとする。